金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)	
現 行	改正案
Ⅳ-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性	Ⅳ-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性
(中略)	(中略)
Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢	Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢
(1)~(6)(略)	(1)~(6)(略)
(新設)	(7) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項
	平成 26 年 1 月より、自助努力による家計の安定的な資産形成を支
	援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点
	から、少額投資非課税制度(以下「NISA」という。(注))が導
	<u>入されることとなった。</u>
	NISAは、年間の投資(購入)上限額が比較的少額(100万円)
	であり、家計の中長期的な資産形成を後押しするためのツールとし
	<u>て位置付けられていることから、初めて投資を行う者や若年層など</u>
	、投資知識・経験の浅い顧客による利用が予想される。NISAの
	<u>導入により、証券投資を通じた資産形成に関する裾野が広がり、ひ</u>
	いては証券市場の活性化につながることが期待される。
	また、その制度趣旨に基づき、1年毎の投資(購入)上限額が年
	間 100 万円とされ、かつ、投資した有価証券を保有している限り、
	その収益については、最大5年間は非課税となるなど、短期売買よ
	<u>りも中長期の保有が税制上のメリットを享受しやすい仕組みとなっ</u>

現 行	改正案
	ている。このため、顧客が、短期間で金融商品の売買(乗換え)を
	繰り返すような取引は、NISAの制度趣旨に馴染まないものとな
	<u>っている。</u>
	こうした点を踏まえ、NISAが、その制度設計・趣旨に則り適
	切に利用されるよう、非課税口座を利用する取引の勧誘に関し、特
	に以下のような点に留意して監督するものとする。
	(注) NISAとは、年間 100 万円までの上場株式等への投資から
	生じる配当所得・譲渡所得等に係る所得税・住民税を、投資し
	た年から最長で5年間非課税とする制度。
	① 顧客に対する説明態勢の整備
	<u>イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み</u>
	初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客
	による利用が予想されるが、こうした顧客に対しては、単に法令
	上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融(投資
)リテラシー向上を図り、資産形成に取り組んでもらうことが顧
	客・金融機関相互の利益につながるとの観点に立って、中長期投
	<u>資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報</u>
	<u>を、適切に提供するよう努めているか。</u>
	ロ. NISAに基づく非課税口座の利用に関する説明
	非課税口座開設の勧誘・申込みの受付時や口座開設後に、以下

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
現 行	改正案
	の内容等について、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのな
	<u>いよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u>
	a. 非課税口座については、通常の証券口座(特定口座等)と異
	なり、金融機関を跨った複数開設が認められず、一人一口座(
	一金融機関)のみ開設が認められること。なお、顧客が予め希
	望している金融商品を購入できないことのないよう、この説明
	と併せて、自社が非課税口座において取り扱っている金融商品
	の種類(上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式
	投資信託など)についても説明しておく必要がある。
	b. 非課税口座では、年間 100 万円まで、有価証券の買付けを行
	うことができ、非課税口座で保有している有価証券を一度売却
	<u>するとその非課税枠の再利用ができないこと(そのため、短期</u>
	間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さないこと。)
	<u>o</u>
	<u>c. 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはでき</u>
	<u>ないこと。</u>
	d. 非課税口座の損失について、特定口座や一般口座で保有する
	他の有価証券の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損
	<u>失の繰越控除もできないこと。</u>
	e. 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は
	<u>そもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリット</u>
	1

現 行

改正案

を享受できないこと。

② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供

NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として 導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例え ば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果 が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資 産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うなど、 NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行ってい るか。

(7) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(8) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

3.血自119 (本州) (利山对照农)
改正案
(中略)
V−2−1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
V-2-1-1 勧誘·説明態勢
(中略)
(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項
投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて
幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、
顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要
であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。
①・② (略)
③ NISAを利用する取引の勧誘に係る留意事項については、IV
<u>-3-1-2 (7) ①に準ずる。</u>
(以下略)